

11. 追加代金

第6項②でいう「追加代金」とは(ただし、第10項⑩でいう「追加代金」を除きます。)以下をいいます。

- ① お客様の希望により1人(2人)部屋を1人で使用することを保証するための追加代金。
- ② 1人または奇数人数で参加される際、他のお客様との相部屋を行わない旨を当社が定め、その旨をパンフレットに表示したときの1人部屋または2人部屋を1人で使用する「1人部屋追加代金」。
- ③ たとえばスタンダードクラスルームからスイートルームへの変更のようなお部屋の等級アップに関する「グレードアップ追加代金」。
- ④ 「延泊プラン」による延泊代金。
- ⑤ 「〇〇プラン」と称し、旅行契約の内容そのものとなる小旅行。
- ⑥ 「ビジネス、ファーストクラス追加代金」と称する航空機使用座席の等級変更に関する差額運賃。
- ⑦ その他パンフレットの中で「〇〇追加代金」と称するもの。

12. 割引代金

第6項でいう「割引代金」とは以下をいい、その一部を例示します。

- ① 1つのお部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件に設定した1人あたりのお部屋割引代金。
- ② その他パンフレットの中で「〇〇割引代金」と称するもの。

13. 旅行契約内容の変更

- (1) 当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。
- (2) 前(1)の場合は、変更の事由に当社が関与し得ないことおよび契約内容の変更との相当因果関係を事前に説明します。ただし、緊急の場合においてやむを得ない場合は、変更後に説明します。

14. 旅行代金の額の変更

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社は、その増額または減額される金額の範囲内で旅行代金額を増加し、または減少することがあります。
- (2) 前(1)により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (3) 当社は、前(1)により運賃・料金の減額がなされるときは、その減額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 当社は、第13項に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少または増加が生じる場合は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。この「旅行の実施に要する費用」には当該契約内容の変更のために提供を受けられなかった運送・宿泊機関等が提供する旅行サービスに対する取消料、違約料その他のすに支払い、またはこれらを支払わねばならない費用を含みます。
- (5) 前(4)により、旅行の実施に要する費用の増加が生じる場合で、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸施設の不足が発生したごと(以下「オーバーフロー」といいます。))によるときは旅行代金の額の変更をいたしません。
- (6) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットに記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の費に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、パンフレットに記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

15. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合お客様には新たに旅行契約を希望する方の申込みに必要な事項をお申し出の上、取消料と同額以内の手数料をお支払いいただきます。ただし、当社は業務上の都合があるときはお客様の交代をお断りする場合があります。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡の効力は前(1)の承諾を得て、かつ手数料を当社が受理した時に生じるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲渡されたお客様が旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。(ただし、手数料不要の場合は承諾時に生じます。)

16. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

① 旅行開始前のお客様の解除権

(ア) お客様は第4項により旅行契約が成立した後に以下の区分により定められた取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

(注1) 取消料が記載された表でいう「旅行契約の解除期日」(例、下記<表1>参照)とは、日本発着・現地発着であるかを問わず、お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨をお申出いただいた時を基準とします。(お申出は「ファクシミリ」・「電子メール」等によるものも含まれます。)お申出の期日より取消料の額に差が生じることもありますので、当社らの営業日、営業時間、連絡先(電話番号、ファクシミリ等)および連絡方法はお客様自身でも申込時点でご確認願います。

<表1> 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出发地及び到着地とする募集型企画旅行契約(次項及び第三項に掲げる旅行契約を除く。)

旅行契約の解除期日	旅行代金 取消料
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき(口から二までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

<表2> 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したものと(次項に掲げる旅行契約を除く。)

旅行契約の解除期日	旅行代金 取消料
イ 旅行契約締結後に解除する場合(口からホに掲げる場合を除く。)	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(ニ及びホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ニ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

<表3> 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約に係る取消料表

旅行契約の解除期日	旅行代金 取消料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合(口から二までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合(二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の80%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

<表4> 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)

旅行契約の解除期日	旅行代金 取消料
以下に該当しない、日本出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料收受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合(口に掲げる場合を除く。)	①クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数(航空機内のもを除く。②において同じ。)の50%以上のもの:当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内 ②クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの:当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内
旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

(注2)「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日までおよび7月20日から8月31日までをいいます。

(注3) 上記表内の「旅行代金」とは第6項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。特定期間および特定コースでは、取消料の額は当社の約款の規定する範囲内で変更となる場合があります。その旨当該コースのパンフレットに表示します。

(注4) 追加代金を支払って本体のコースに付加して企画・実施する「〇〇プラン」等と呼ばれるものは、当該プランの代金を旅行代金とみなし表1>に基づき取消料を算出することができます。また、当該プラン内の「出発日」は本体の出発日とみなします。

(注5) 上記表内の「旅行開始後」とは、本条件書第19項「特別補償」に記載する、約款の別紙「特別補償規程」の第2条3項の定めによります。(例えば当社が「受付」を行う場合は、この受付完了時点以降を「旅行開始後」とし、「受付」を行わない場合は、最初の運送機関が航空機であるときは、搭乗手続きの完了時以降を「旅行開始後」とします。)

(注6) 第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じたときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。

(注7) <表2>の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じたときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。

- (イ) 旅行契約成立後にコースまたは出発日を変更された場合も<表1>の取消料の対象となります。
- (ウ) 各種ローン取扱手続上およびその他の渡航手続上の事由により、旅行契約解除の取消料も<表1>の取消料の対象となります。
- (エ) 以下に該当する場合は、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約が変更されたとき。ただし、その変更が第20項<表2>左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - b. 第14項(1)に基づき旅行代金が増設されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合であって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当社らお客様に対し、第5項(5)の期日までに旅行日程表をお渡ししなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(オ) 当社ら前(ア)・(イ)・(ウ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引き、残りを払戻します。また、(エ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(または申込金)を全額払戻します。

(カ) 旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。』以上の危険情報が出された場合は、当社は原則として旅行行程を中止いたします。お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります。

② 旅行開始前のお客様の解除権
(ア) お客様から第7項(1)(2)の期日までに旅行代金のお支払いがないときは、お客様が旅行に参加されたご意思がないものとみなし、当社らはその翌日に旅行契約を解除します。この場合は前(1)(ア)の<表1>に定める解除期日に適用される取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。

(イ) 以下に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

- a. お客様が判明のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- b. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき。
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- d. お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

e. パンフレットに表示した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時)に旅行を開始するものについては33日目)にあたる日より前に、旅行の中止をご通知します。

f. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

h. 前g.「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。』以上の危険情報が出されたとき。(ただし、お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料は、「(1)(イ)・(カ)」によります。)

(ウ) 当社は、前(イ)により旅行契約を解除した場合は、既に受理している旅行代金(または申込金)から違約金を差し引いた払い戻しいたします。ただし、②(イ)・e・f・gにより旅行契約解除した場合は既に受理している旅行代金(又は申込金)を全額払戻しいたします。

(2) 旅行開始後

① 旅行開始後のお客様の解除・払戻し

(ア) お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、ご離脱部分に係る旅行費用の払戻しはいたしません。

(イ) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなった場合、または当社がその旨を告げたときは、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

(ウ) 前(イ)の場合、当社は旅行代金のうち、旅行サービスの提供が不可能になった部分に係る旅行費用を払戻します。ただしその事由が当社の責に帰さない場合は、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が旅行サービス提供者に支払いし提供を受けたら支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差し引いて払戻します。

② 旅行開始後の航空の解除・払戻し

(ア) 以下に該当する場合は、当社はお客様に事由を説明して旅行契約を解除することができます。

- a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わない場合、又はこれらの者もしくは同行する他の旅行者に対する暴行もしくは脅迫等により、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- d. 前c.「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。』以上の危険情報が出された旅行の継続が不可能になったとき。

(イ)解除の効果および払戻し
前②(ア)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客様がいただいた提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の費用による費用を差し引いて払戻します。

(ウ)旅行代金の払戻し
当社は、第14項および第16項の規定により、お客様に対し払戻しすべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあつては「パンフレット」に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。

(エ)前②(ア) a.c.により当社が旅行契約を解除した場合は、お客様の依頼に応じて出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

(オ)本項②(ウ)は第18項(当社の責任)及び第21項(お客様の責任)で規定することにより、お客様又は当社が損害賠償請求を行使することを妨げるものではありません。

17. 旅程管理業務

(1)当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し以下の業務を行います。

①お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

②前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。

③前②の代替サービスの手配を行うにあたり、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

(2)添乗員の同行するコースでは添乗員が、同行しないコースでは当社の係員が旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。なお、この業務は、旅行日程表に当社または手配代行業者等の緊急連絡先を記載し、お客様からの連絡を受けてから行なう場合もあります。

(3)お客様は旅行を円滑に実施するため添乗員または現地係員の指示に従っていただきます。

(4)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

(5)企画旅行日程中の無手配日
当社は企画旅行日程中において航空機、ホテル等の旅行サービスの手配を全て行わない「無手配日」を設けることがあります。「無手配日」に該当する期間は当社約款に基づく特別補償の対象外となるため、当該期間に生じた事故によってお客様が被った損害に対し補償金、見舞金を支払いません。

18. 当社の責任

(1)当社は、旅行契約の履行にあつて、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前(1)の場合を除き、お客様に対してその損害を賠償する責任を負いません。

(3)手荷物について生じた前(1)の損害については、前(1)の定めにかかわらず、損害発生の日から起算して、21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様1人につき、15万円を限度(当社が故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

19. 特別補償

(1)当社は、第18項(1)の定めに基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行中に発生した偶発的な外來の事故によって生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について以下のとおり、あらかじめ定める額の補償金および見舞金を支払います。

- ①死亡補償金: 2,500万円
- ②後遺障害補償金: 程度に応じて死亡補償金の3～100%
- ③入院見舞金: 入院日数により4万円から40万円
- ④通院見舞金: 通院日数により2万円から10万円
- ⑤携帯品損害補償金: お客様1名につき15万円を限度

ただし、補償対象品目1個または1対については10万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影用のフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ROM、光ディスク等情報機器(コンピュータおよびその周辺装置等の周辺機器)で直接処理して記録された情報、その他約款の「特別補償規程」に第18条2項に定める品目については補償しません。

(2)前(1)の損害については当社が第18項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づき支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

(3)前(2)に規定する場合において、前(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第18項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前(2)の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含む。)に相当する額だけ減額します。

(4)お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、旅行に含まれない場合、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超経運動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、ヘリコプタースキー、氷河スキーその他これに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の「特別補償規程」第3条および第5条に該当する場合は、当社は前(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。

(5)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する旅行について、主たる旅行契約の内容の一部として取扱います。

(6)ただし、パンフレットおよび旅行日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日(これを当社では「無手配日」といいます。)については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはみなしません。

20. 旅程保証

(1)当社は、以下の<表2>左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の①②③に該当する場合は変更補償金を支払いません。

<表2>左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合。ただし第14項(イ)のうちオーバーフロー(発生している場合を除きます)。

- (ア)旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - (イ)戦乱
 - (ウ)暴動
 - (エ)官公署の命令
 - (オ)欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止
 - (カ)遅延・運送スケジュール変更等の当初の旅行計画にかなわない運送サービスの提供
 - (キ)お客様の生命または身体の安全確保のための必要な措置
- ②第18項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
- ③第16項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。

(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

(4)当社が前(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額を相殺した残額を支払います。

<表2> <変更補償金>

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額(お支払い対象旅行代金×1につき下記の手)	
	旅行開始日の前日またはお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①「パンフレット」に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②「パンフレット」に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③「パンフレット」に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金を合計額(パンフレットに記載した等級および設備のそれを下回った場合を除きます))	1.0%	2.0%
④「パンフレット」に記載した運送機関の種類(航空機・鉄道・船舶・自動車等)または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤「パンフレット」に記載した日本国内の旅行開始地または旅行終了地たる空港の異なる日本への変更	1.0%	2.0%
⑥「パンフレット」に記載した日本国内と外国との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦「パンフレット」に記載した宿泊機関の種類(ホテル・コンドミニアム等)または名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧「パンフレット」に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観またはその他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各号に掲げる変更のうち「パンフレットのツアー」・タイトル中に記載があつた事項の変更	2.5%	5.0%

(注1)旅行日程表が交付された後は、「パンフレット」は「旅行日程表」と読替えます。

(注2)①については「旅行開始日」「旅行終了日」それぞれ1件として算出します。

(注3)②については「入場する観光地」「観光施設」それぞれ1件として算出します。

(注4)③については、利用日数にかかわらず、1フライト・1乗車・1乗船ごとに1件として算出します。

(注5)④については1フライト・1乗車・1乗船ごとに1件としますが、「種類」「会社名」の同時変更が発生しても合わせて1件として算出します。また一例としてA航空(Yクラス)からB航空(Cクラス)のように等級が高いものへの変更を伴うときは、補償対象外とします。

(注6)⑤の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所を若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

(注7)⑥の中で「種類」「名称」の同時変更が発生しても合わせて1件として算出します。

(注8)⑦の中で複数の同時変更が発生しても合わせて1件として算出します。また一例として1人部屋から2人部屋への変更、スタンダードルームからスイートルームへの変更のように変更の対象ごとに好条件の部屋への変更のときは補償対象外とします。

(注9)⑧の中で「客室の種類」とは、スタンダード、ラテックス、スイート、1人部屋、ツイン・ダブル等の2人部屋、3人部屋等のことをいいます。

(注10)⑧の中で「客室の設備」とは、バス・シャワーおよびトイレの設備の有無のことをいい「その他の客室の条件」とは、階数指定、隣部屋指定または禁煙部屋指定等のことをいいます。

(注11)⑨の中で、下記の場合には、現地の慣習により変更発生とはみなしません。
A カップル(ご夫婦・ハネムーン)・12歳未満男女の組合せ・12歳未満のこどもと大人の組合せ等
B 同性同士(12歳未満のこども同士または大人と12歳未満のこどもの組合せ等)

21. お客様の責任

(1)お客様が故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、又はお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けず。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、パンフレットや旅行日程表に記載された旅行サービスについて、記載された旅行サービス内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申出なければなりません。

22. 通信契約による旅行契約を締結するときの旅行条件

(1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けると(以下「通信契約」といいます。)を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込みを受ける場合があります。

(2)前(1)につき、当社が提携会社と無署名取扱約約を含む加盟店契約がない等、又は業務の理由があるときは当社らは通信契約をお受けできない場合もあります。

(3)通信契約の旅行条件は、通常旅行条件とは以下の点で異なります。

①通信契約の申込みの際には、会員は「カード名」「会員番号」「有効期限」「会員登録先」「電子メールアドレス」その他の通信契約を締結するために必要な一切の事項を当社らにお申出いただきます。

②通信契約による募集型企画旅行契約は、お客様より「お支払いの同意」、旅行条件等該ホームページの「正常な印刷」(注)の2点がなされたとき当社が確認したうえで、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。ただし、契約の承諾の通知を電話または郵便で通知する場合は、その通知を発送した時に成立します。

③通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が「募集型企画旅行契約」に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申出があった日からとなります。

④与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信契約を解除し、第16項(1)の取消料と同額の違約料を申受けず。ただし、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
(注)事前にお客様の承諾を得て電子的に書面を交付した場合はこの限りではありません。

23. その他

【危険情報・衛生情報】
(1)渡航先(国または地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域別の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」でもご確認ください。

(2)渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)」でご確認ください。

【旅行契約に含まれない費用のご負担】
(3)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員・現地係員等に依頼された場合にそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

【お買物についてのご注意】
(4)お客様の便宜を図るために土産店にご案内することがありますが、原則としてお買物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。

【こども代金・幼児代金】
(5)こども代金は旅行開始日当日を基準に満2歳以上12歳未満のお客様に適用します。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しないお客様に適用し別途ご案内します。※但し一部航空会社におきましてはご帰国便搭乗日当日が基準となる場合がございます。また、幼児代金には滞在地上費は含まれず、現地に於いて実費精算となります。なお、大人1人が同伴できる幼児上代金適用者は1人に限られます。幼児が航空機の座席を使用する場合は、こども代金が適用になります。

【オプションツアー】
(6)当社が「パンフレット」に記載した「オプションツアー」とは、現地旅行会社等が現地旅行会社等の名で実施する小旅行で、当社が実施する募集型企画旅行ではありません。従ってお客様は別個の料金をお支払いいただく任意に参加することができます。

①お申込みは原則的に現地となり、お支払いも現地となります。
②契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
③契約の成立は、現地旅行会社等が承諾した時に成立します。
④契約成立後の解除・取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等にご確認願います。
⑤現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

【マイルレージサービス】
(7)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルレージサービスを受けられる場合があります。この場合、同サービスに関するお問合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行なっていただきます。利用航空会社の変更等により、お客様が当初受け得る予定であった同サービスが受けられなくなった場合でも、当社はその理由の如何にかかわらず第18項(2)に従い責任を負いません。

【再旅行の実施】

(8)当社はいかなる場合においても旅行の再実施はいたしません。

【ご氏名の英文スペル記入上のご注意】

(9)旅行お申込み時点の氏名はパスポートに記載されているおりのローマ字綴りや正確に当社にお知らせください。氏名を誤ってお申込みされた場合には、航空券の再発券や、関係機関等への氏名訂正連絡等が必要となる場合があります。なお、関係機関等により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除した場合があります。この場合にも第16項の当社所定の取消料の対象となります。

【緊急事態が生じた場合の保護措置と費用のご負担】

(10)旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。
(11)当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わねばなりません。
(12)当社に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、特別な配慮を必要とする方は、その旨をご旅行お申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

【二重予約・重複予約について】

(12)お客様が同一のツアー、航空券、ホテルを重複して他店等でお申込み、ご予約された場合、航空会社、ホテル等からシステムでチェックが入り予告なくご予約を取り消される場合がございます。二重予約を理由に取り消されたツアー、航空券、ホテル等については当社では保障しかねます。二重予約しているツアーをキャンセルしたうえで再度お申込み、ご予約いただくこととなる旨予めご了承ください。その際の空席・空室状況は再予約時の状況によります。また既に取消料発生時期に入っているご予約で二重予約が理由でキャンセルは全て予約については所定の取消料を申し受けさせていただきます。

・二重予約・重複予約の該当例

同一のお客様が同一のツアー、航空券、ホテルを重複して他店等でお申込み、予約された場合

同一のお客様が別のツアーで同じ航空会社あるいはホテルを利用したツアーをお申込み、予約された場合
同一のお客様が別日程で同じ航空会社あるいはホテルを利用したツアーをお申込み、予約された場合

【旅行代金の返金について】

(13)お客様のご都合等当社の関与しない事由による旅行契約の解除・変更により返金が生じた場合、旅行代金等の返金にかかる金融機関等への事務手数料はお客様の負担とさせていただきます。

24. 個人情報の取り扱い

(1)当社および下記「販売店」欄記載の受託旅行業者は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行にたいして運送・宿泊機関等の提供するサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社には
①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ③アンケートのお願い
④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。
(2)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレス等お客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。
(3)当社は旅行先でのお客様の便宜を図るため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店等に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号および搭乗される航空便名に係る個人データを、あらかじめ電子的方法およびファクシミリで送付することによって提供します。

25. 本旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日は、2017年3月1日です。また、旅行代金は、2017年3月1日現在有効な航空運賃・適用規則を基準として算定しています。
この条件書に定めない事項は当社旅行業約款によります。

必ずお読みください 旅のご案内と注意事項

1. 航空機、その他の交通機関について

①日本出発、日本帰国は乗継ぎ便又は経由便になる場合がございます。(直行便確約を除く)
また、現地発のため航空便の発着時刻は必ずしも最速な時間帯をあてはめられない場合がございます。その場合はその前後の自由時間に影響が生じる場合がございますが、いずれの場合も旅行代金の変更はございません。
②パンフレット、企画書面等に特段の記載がない限り、当社の企画旅行は原則としてYクラス(エコノミークラス)席のご利用となります。従ってお座席のご希望(窓側・通路側のご希望、隣り合わせのご希望などは、事前にお伺い)することはできませんので予めご了承ください。航空会社によっては、空港のご集合場所で航空券をお渡した後、あらかじめ個人チェックインカウンターにてチェックインをして頂く場合がございます。また、現在日本発着のほぼ全ての国際線航空便は全席禁煙となっております。
③現地でのご観光、および空港～ホテル間等の送迎では、当社の出発コース、もしくは他社のコースのお客様と一緒にする場合もございます。そのため空港や現地でご出発所にてしばらくお待ちいただく場合がございますので予めご了承ください。送迎にはバスその他セダン又は小型コンカーを利用することもございます。
④カーフボード、ウィンドサーフィンボード、ゴルフバッグ、ダイビング器材、自転車等の大型手荷物をお持ちになる際は、航空会社により超過手荷物料金が必要となる場合や、お預かりできない場合があります。また、現地で空港～ホテル間に別途送迎が必要となります。大型手荷物をお持ちになる場合は必ず出発の2週間前までに3辺のサイズと重さをお申し出ください。

2. 追加代金にてエコノミークラス以外の座席(ビジネスクラス、ファーストクラス、プレミアムクラスなど)をご利用される場合について

①パンフレット、企画書面等に特段の記載がない限り、当該上位クラスをご利用いただける区間は、原則として国際線の場合往路の日本国内の最終出発地と現地における最初の到着地の間、復路の現地における最終到着地と日本国内の最初の到着地の間となります。それ以外の区間(例えば日本国内移動区間、現地内移動区間)はエコノミークラスの間場合がございますが、その場合も上位クラス追加代金に変更はございません。
②お座席のご希望はお申込み時に承ります。ご希望に添えなかつたり、機材変更等により確保されていたお座席が急遽変更される場合があります。
③普通航空運賃の他に、制限つき特別航空運賃(例えば配属者割引など)の設定がある場合、それぞれの航空運賃に適用される規則に従い、追加で書類等をご用意いただくことがあります。
④当該座席のご利用のコースに参加され、万一日本発着のいずれかが当社の管理し得ない事由でCまたはYクラスに等級が下がった場合の払い戻し算定は、国際航空運送約款および当該航空運賃適用規則に従い算出します。

3. ホテルとお部屋について

①コースに特段の定めがない限り、原則として相部屋(他のお申込みのお客様との同室希望)はお受けできません。
②お一人様1部屋をご希望の場合は追加代金にて手配を承ります。この場合シングルルームのご利用になる場合があるため、複数定員のお部屋より手狭になる場合がございます。また混雑時やホテルの事情により、お一人様部屋の手配が承れない場合がございます。
③ホテルによっては、異なるタイプの部屋を同一等級としているため、同じコースのお客様に同一タイプのお部屋をご用意できない場合があります。
④グループやご家族参加で2部屋以上をご利用いただいた場合、ホテル側の事情により、お隣または近くの部屋をご用意できない場合もあります。
⑤ハネムーン・ご夫妻などカップルでのご参加の場合ダブルベッドになることがあります。ただし、ホテルによっては同性2名様または3名様でもダブルベッド(ダブルベッド+エキストラベッド)になることがあります。
⑥3名様1部屋(トリプルルーム)をご利用の場合、2人部屋(ツインルーム)に簡易ベッドを入れてご利用いただくため手狭となりますので、大人3名様のご利用はお勧めできない場合がございます。また都市やホテルによっては簡易ベッドの数が、部屋の広さ等の理由により、ご用意できない場合があります。
⑦「海の見える部屋」「海側の部屋」とパンフレット等に表示されているコースについてはホテルの立地状況、お部屋の向き、ご利用階数によって海の見える範囲に差があります。なお、パンフレットのお表示が「オーシャンフロント」とは、海側に面し、海の見える部屋、「オーシャンビュー」とは、部屋またはテラスから海の見える部屋、「部屋指定なし」とは、部屋のタイプ、眺めなどが指定できない部屋のことをいいます。
⑧主にヨーロッパスタイルのホテルでは、部屋ごとの調度品や部屋自体の広さが異なったり、ミニバー、冷蔵庫、テレビなどが備え付けられていないなど設備の面で機能性に欠ける場合があります。
⑨国際電話やお部屋のミニバー用として、国際クレジットカードの提出または現金による保証金を求められることがありますので、ご参加の際は国際クレジットカードをお持ちになることをお勧めします。
⑩一部の地域、ホテルではシャワーのみの部屋となる場合があります。

4. お食事について

①パンフレット等に表示した食事の回数には、機内食は含まれません。なお、機内食の提供時間は各航空会社によって異なり、昼・夕食のいずれかがはつきりしない場合もあるため日程表示欄には表示されないことがあります。
②旅行日程として表示された食事(機内食を除く)において、お客様が個人的に注文された動物性添加料金はお客様の個人払いとなります。
③日程上早朝出発もしくは朝出発の場合、ホテルにて朝食をお取りいただける場合がございます。また、ボックス式の朝食に変更される場合がございます。
④ホテルのメインダイニングルームや一流レストランでは男性は上着・ネクタイの着用が必要となる場合があります。または通常の場合でもTシャツ、ジーンズ、ショートパンツ、スニーカー、サンダルなどは入店を断られる場合があります。
⑤一部レストランの利用やディナーショー等の入場は、年齢制限がある場合があります。

5. 添乗員または現地係員について

①添乗員もしくは現地係員は日本人とは限りません。一部の特定コースでは、ホテルスタッフや現地係員による、英語での案内になる場合もございます。
②一部の空港では現地係員の入場できる場所、区域が制限されているところがあり、その場合はチェックイン手続き、出入国手続き、通関手続き等すべてお客様自身に行ってくださいとなります。
③途中、乗り継ぎ空港では現地係員のご案内はありません。お客様ご自身で乗り継ぎ手続きをしていただきます。なお、出入国手続きおよび通関上のトラブルに関する契約上の責任は原則として当社は負いません。

6. 市内観光・オプションツアー等について

①訪問する観光地の施設の休館日等観光箇所または訪問日に変更になる場合がございます。また、施設の臨時休館等当社の関与しない事由により、自由時間等に影響が生じる場合もございます。
②同社の他のコース、もしくは他社のお客様と一緒に実施することがあります。
③ツアーが満員となり、ご希望の日にご参加いただけない場合がございます。また、最少催行人員に満たないツアーは中止することがございますので、予めご了承ください。

7. 追加手配について

①お客様のご希望により、パンフレット、企画書面等記載以外の各種追加手配をお受けすることがございますが、この場合の旅行契約はお客様と当社との間の「手配旅行契約」となります。お客様が運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供を受けらるようにより当社が手配いたします。また手配の内容によりご希望通りに手配できない場合もございます。
②お客様が添乗員からの業務時間(第17条(4))外に案内等の依頼をした場合の実費、お客様の疾病、怪我等の発生に伴う諸経費(交通費、通信費等)、お客様の不注意によるお荷物・貴重品の紛失、お忘れ物の回収に伴う諸経費及び行動のために要した実費に関してはお客様ご負担とさせていただきます。

8. 渡航手続き・お申込みについて

〈渡航手続きについて〉

旅券(パスポート)をお持ちでない方や期限切れの方は旅券が必要となります。訪問する国により入国時、乗継時における旅券の必要残存期間が異なります。お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかのご確認、旅券・査証(ビザ)の取得はお客様ご自身でお願いいたします。
※パスポート番号、発行年月日は別に添えて予備のパスポート用写真をお持ちになることをお勧めします。
※当パンフレットに掲載の旅券及び査証の情報は、日本国旅券で当パンフレット掲載のコース内容にご参加される方を対象としています。また、情報は予告無く変更になる場合がありますので、旅行申込み販売店へ必ず最新情報をご確認ください。
※当パンフレット掲載のコース内容の参加できないお客様や日本国籍ではないお客様は旅行申込みの販売店もしくは自国の領事館・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。
●旅券(パスポート)について
この旅行には日本出発時時点で、国別に下表の有効期間が残っている旅券が必要です。(2017年3月1日現在)また、航空便の乗継ルートによっては、他国の必要旅券残存期間を要求される場合があります。必要残存期間以上の余裕のある旅券をご用意いただくことをお勧めします。
●ビザ(査証)について
当パンフレットでご案内の旅行先では、下表の日数以内の観光の場合、査証は不要です。(2017年3月1日現在)

国名	旅券(パスポート)残存有効期間	査証について	基準日
フィジー	入国時6ヶ月+滞在日数以上	4か月以内不要	2017年 3月1日現在
タヒチ	滞在日数+3ヶ月以上	30日以内不要	
ニューカレドニア	滞在日数+3ヶ月以上	30日以内不要	
クック諸島	滞在日数+6ヶ月以上	31日以内不要	
パラオ	滞在日数+6ヶ月以上	30日以内不要	
イースター島	滞在日数以上	3ヶ月以内不要	
パラニューギニア	入国時6ヶ月+未使用査証欄4P以上	就労、商用、観光、その他全ての目的において、渡航前に査証/ビザの取得が必要です。 ※60日以内の観光・商用目的ならポートモレスビーのジャクソン国際空港で到着時に取得できます。	

〈お申込みについて〉

ご予約は、申込書に所定の事項をご記入の上、申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金の一部に充当されます。電話や郵便、ファクシミリでお申込みをお受けする場合もあります。詳しくは取扱店にお問合せください。(トータルトラベル)

●お名前(ふりがな)は、パスポートに記載または予定のつづりを正確にご記入ください。
(航空会社によっては一文字間違っただけでも予約が無効となる場合があります。)
●20歳未満の方がご参加いただく場合は親権者の同意書が必要です。
●15歳未満の方がご参加いただく場合、保護者のご同行を条件とさせていただきます。
●身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行お申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
●海外では日曜、祝祭日などは観光施設・商店がご利用いただける場合がございます。また、出発日を決められる際にご注意ください。なお、予め美術館や貸し物など訪問希望箇所が決まっている場合は、休館日、閉店日などの確認のためお申込み時に必ず販売店にお申し出ください。

9. 旅行先の環境事情について

●旅行先の宿泊施設では、洗剤による水質汚濁を防ぐため、ご希望されないとお部屋のタオルの交換を行わない場合があります。タオルの交換希望の際はタオルをバスバスに入れておく、部屋の床に交換としておく等の意思表示がない場合もおりますのでご注意ください。
また、旅行先は自然遺産や文化遺産に配慮した環境マナーや法規制があり、現地でゴミのポイ捨て等に対し罰金を課される場合もおります。事前に現地の環境事情をご確認されますようお願いいたします。

10. 燃油サーチャージについて

●旅行代金には、燃油サーチャージが含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合があります。お申込み販売店に旅行代金と合わせて日本円で支払っていただきます。詳しくは販売店にて別途ご案内させていただきます。
●燃油サーチャージ(付加運賃・料金)とは、燃油原価水準の異常な高騰に伴い、当該燃油費の一部を燃油価格が一定の水準に戻るまでという一定の期間を定めて、国土交通省に申請認可されたものです。あらゆる旅行者に一定に課せられます。

11. お買物のご案内について

●お客様の便宜を図るため、ご旅行中に土産店にご案内することがあります。当社では、土産店の選定には万全を期しておりますが、ご購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいはいたしませんので、トラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。
2017年3月1日現在

より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病気や事故・盗難などに備えて、海外旅行傷害保険に必ずご加入することをおすすめします。

●特別なお客さまのご希望により、ご旅行中に土産店にご案内することがあります。当社では、土産店の選定には万全を期しておりますが、ご購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいはいたしませんので、トラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。
2017年3月1日現在

特別な配慮について

●お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる場合があります。特別な配慮、措置が必要となる可能性がある方は、弊社スタッフまで必ずお申し出ください。